# 令和　8　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　8　－　⑦　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　3－1　大気環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課環境汚染対策室<br>モビリティ環境対策課 | | |
| 施策の概要 | 固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。 | 政策評価実施予定時期 | 令和　9年　9月 | 政策評価実施時期 | |
| 達成すべき目標 | 大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定）第2 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | － | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | － | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | － | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 4 我が国の降水中pHの加重平均値（pH） | － | － | 5.6 | 毎年度 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 4.98 | 5.05 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 5 アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合（解体等工事に係るもの）（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本／L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本／Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 96.1 | 100 | 100 | ― | ― | ― | ― | | |
| 6 解体等工事に係る事前調査結果の報告件数 | － | － | － | － | － | － | － | － | ― | ― | ― | 大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 764145 | 863145 | 集計中 | ― | ― | ― | ― | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数 | － | － | 2 | 毎年度 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。 | |
| | | | | | | 0 | 0 | 0 | ― | ― | ― | ― | | |
| 8 | 我が国における水銀大気排出量（t） | － | － | 前年度実績値以下 | 毎年度 | 10.3 | 9.2 | － | － | － | － | － | 水銀の大気排出量について前年度と比較して削減することが、大気環境中の水銀濃度の低減につながるため、測定指標として設定した。 | |
| | | | | | | 9.2 | 集計中 | 集計中 | － | － | － | － | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 我が国における水銀大気排出量（t） | データの把握及び関係諸国への共有 | － | 全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。 | |
| 10 | 放射性物質に係る環境汚染の防止 | 国内環境放射線データの把握及び国民への共有 | － | 我が国における一般環境中の放射性物質による健康影響に関する最新情報を環境放射線量率のモニタリングにより把握し、放射性物質による環境の汚染防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。 | |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (1) | 大気汚染防止推進費（昭和46年度） | 1～4,7,9 | 004780 |
| (2) | 有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替） | 1,7 | 005934 |
| (3) | 石綿飛散防止総合対策費（平成23年度組替） | 5,6 | 004690 |
| (4) | 光化学オキシダント等総合対策費（平成20年度（令和6年度より名称変更）） | 1 | 004787 |
| (5) | 大気環境監視システム整備経費（昭和47年度） | 1 | － |
| (6) | 大気環境に関する国際協力推進費（平成14年度） | 9 | 007476 |
| (7) | モビリティ大気汚染対策推進費（昭和38年度） | 1,2,3 | 005850 |
| (8) | EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費（令和2年度） | － | 004824 |
| (9) | 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-9、関連R5-10】 | 1 | 004786 |
| (10) | 水銀大気排出対策推進事業費（平成27年度） | 8 | 004782 |
| (11) | 放射能調査研究費（昭和32年度） | 10 | － |
| (12) | ― | ― | ― |
| (13) | ― | ― | ― |
| (14) | ― | ― | ― |
| (15) | ― | ― | ― |
| (16) | ― | ― | ― |
| (17) | ― | ― | ― |
| (18) | ― | ― | ― |
| (19) | ― | ― | ― |
| (20) | ― | ― | ― |

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成度合いの測定結果</td><td>（各行政機関共通区分）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（判断根拠）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】<br><br>【測定指標】</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td colspan="2"></td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br><br>【副次的効果が期待される目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

令和8年度事前分析表及び政策評価書_目標３－１　別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO2)　エ. 二酸化窒素(NO2)　　キ. トリクロロエチレン　コ. 微小粒子状物質(PM2.5)

イ. 一酸化炭素(CO)　オ. 光化学オキシダント(Ox)　ク. テトラクロロエチレン

ウ. 浮遊粒子状物質(SPM)　カ. ベンゼン　　ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素($NO_2$)　　ウ. 光化学オキシダント　　オ. 一酸化炭素(CO)

イ. 浮遊粒子状物質(SPM)　エ. 二酸化いおう(SO2)　　カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO2)　　イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

| 年度 | | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 目標年 | 目標値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ①ア | 99.5 | 99.8 | 99.6 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | ウ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | エ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | オ | 0.1 | 0.1 | 0 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | カ | 100 | 100 | 99.7 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | キ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | ク | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | ケ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | コ | 99.9 | 100 | 99.5 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | ②ア | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | ウ | 0 | 0 | 0 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | エ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | オ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | カ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | ③ア | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | | | | 毎年度 | 100 |

# 令和　8　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　8　－　⑧　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－２　大気生活環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室<br>モビリティ環境対策課 | | |
| 施策の概要 | 騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全 | 政策評価実施予定時期 | 令和　9年　9月 | 政策評価実施時期 | |
| 達成すべき目標 | 騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 騒音に係る環境基準達成状況（%） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 90 | 90.3 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 2 騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）（%） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 95 | 95.6 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 3 航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 87 | 86.1 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 50 | 43.7 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 5 振動に係る全国の苦情件数（件） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 4267 | 4508 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 6 悪臭に係る全国の苦情件数（件） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 11735 | 11076 | 集計中 | － | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費（昭和63年度） | 1,5,6 | 004798 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) モビリティ騒音・振動対策推進費（平成12年度） | 2,3,4 | 004800 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）<br>（判断根拠） |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>【副次的効果が期待される目標】 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | | |

# 令和　8　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　8　－　⑨　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－３　水環境の保全（海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。） | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室<br>環境創造室<br>水道水質・衛生管理室<br>海洋環境課<br>海洋プラスチック汚染対策室<br>海域環境管理室 | | |
| 施策の概要 | 水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。 | 政策評価実施予定時期 | 令和　9年　9月 | 政策評価実施時期 | |
| 達成すべき目標 | 水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>水循環基本計画（令和6年8月30日閣議決定）　第2部　10　国際的な連携の確保及び国際協力の推進<br>瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等（令和4年2月25日閣議決定）<br>海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等（令和元年5月31日閣議決定）<br>第4期海洋基本計画第2部の3等（令和5年4月28日閣議決定）<br>総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%） | － | － | 100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | |
| | | | | | 99 | 99.1 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）【全体】 | － | － | 100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | |
| | | | | | 89.2 | 88.6 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 3　地下水における水質環境基準の達成率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | |
| | | | | | 94.9 | 94.4 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 4　閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。 | |
| | | | | | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | | |
| 5　地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合（%） | － | － | 100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したもの。 | |
| | | | | | 82.8 | 88.9 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 6　水道水質基準適合率（%） | - | H16 | 100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － | 水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | |
| | | | | | 99.1 | 集計中 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 7　公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） | - | - | 3145回 | R8年度 | 3145 | 3145 | 3145 | 3145 | － | － | － | 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | |
| | | | | | 3144 | 3144 | 3145 | - | － | － | － | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 200回 | R8年度 | 915 | 909 | 208 | 200 | ― | ― | ― | 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | |
| | | | | | | 878 | 854 | 200 | － | ― | ― | ― | | |
| 9 | 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 30回 | R8年度 | 144 | 144 | 120 | 30 | ― | ― | ― | 被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | |
| | | | | | | 144 | 144 | 120 | ― | ― | ― | ― | | |
| 10 | ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 432回 | R8年度 | 492 | 492 | 408 | 432 | ― | ― | ― | 国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | |
| | | | | | | 492 | 432 | 407 | ― | ― | ― | ― | | |
| 11 | CCSベースラインモニタリング実施個所数（地域） | － | － | 2地域 | R8年度 | － | － | － | 2 | ― | ― | ― | 事業を安全かつ確実に進めるために、CO2の圧入開始前に貯留サイト周辺の海洋環境の初期状態を把握するため、ベースラインモニタリングを実施している。経時的変動を捉えるため、CCS候補地のベースラインモニタリングを継続することを目的とする。 | |
| | | | | | | － | － | － | ― | ― | ― | ― | | |
| 12 | 海洋環境モニタリングによって把握された、廃棄物の海洋投入処分を由来とした汚染の可能性がある地点数(地点) | － | － | 0 | 毎年度 | － | － | － | 0 | 0 | 0 | 0 | 廃棄物の海洋投入処分等の影響を把握するため、日本周辺海域の海洋環境モニタリング調査を行っており、専門家による検討会での議論を踏まえて調査結果をとりまとめ、公表している。<br>当該海洋環境モニタリングによって把握された、廃棄物の海洋投入処分を由来とした汚染の可能性がある地点数について0地点を継続することを目的とする。 | |
| | | | | | | － | － | － | ― | ― | ― | ― | | |
| 13 | 水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数 | － | － | 47都道府県 | 毎年度 | ― | ― | ― | 47 | 47 | 47 | 47 | 全国的な実態の網羅的な把握、国民に対する透明性と全国共通の基準 | |
| | | | | | | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進 | 国際的な水環境問題の解決に寄与すること。 | ― | 水循環基本計画やインフラシステム海外展開戦略等において、我が国の水循環に関する歴史や経験、その過程において培われた優れた水関連制度、技術、それらのシステム等の海外展開を推進することとしており、アジア地域等における我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有による水環境ガバナンスの強化および水処理技術の海外展開等を図ることは、国際的な水環境問題の解決に寄与することから測定目標として選定したもの。 | |
| 15 | 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）に関する調査・研究結果の把握・共有 | 海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供すること。 | ― | 海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。 | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|
| (1) 水質汚濁防止推進費（平成22年度） | 1,2,7,8,13 | 004802 |
| (2) 閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（昭和53年度） | 1,4 | 004805 |
| (5) 地下水・地盤環境対策費（平成19年度） | 2,5 | 004809 |
| (6) 水環境に関する国際協力推進費（平成22年度組替） | 14 | 004810 |
| (9) 海洋プラスチックごみ総合対策費（平成19年度） | 15 | 004814 |
| (10) 良好な水環境の創出と健全な水循環推進費（令和5年度） | 1 | 004818 |
| (13) 水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費（平成17年度） | 9 | 002369 |
| (14) PFAS対策推進費（令和5年度） | 1,3 | 019682 |
| (17) 地下水放射性物質モニタリング調査（平成23年度） | 8 | 000643 |
| (18) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度) | 9 | 000643 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (3) | 有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む）（平成19年度） | 1,4 | 004806 | (7) | 海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（昭和61年度） | 11,12 | 004804 | (11) | 琵琶湖保全再生等推進費（平成29年度） | 2 | 004819 | (15) | 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度） | 1 | 004790 | (19) | ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査（令和4年度） | 10 | 000643 |
| | (4) | 豊かさを実感できる海の再生事業（平成22年度） | 1,4 | 004807 | (8) | ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業（平成19年度） | － | 004813 | (12) | 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-10】 | 1 | 004786 | (16) | 公共用水域放射性物質モニタリング調査（平成23年度） | 7 | 000643 | (20) | 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度） | 1 | 004784 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | |
| | | （判断根拠） | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | | SDGs目標との関係 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | |

【主な目標】

【副次的効果が期待される目標】

# 令和８年度事前分析表及び政策評価書_目標３－３　別紙

| 測定指標 | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基準年度 | | 目標年 | Ｒ５年度 | Ｒ６年度 | Ｒ７年度 | Ｒ８年度 | Ｒ９年度 | R10年度 | R11年度 |
| | 瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | | 79.1<br>96.5 | 81.1<br>96.5 | 集計中 | | | | |
| | 大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | **集計中** | | | | |
| | 東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | | 68.4<br>83.3 | 68.4<br>100 | 集計中 | | | | |
| | 伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | | 50<br>85.7 | 56.3<br>85.7 | 集計中 | | | | |
| | 赤潮の発生件数[件]<br>（瀬戸内海/有明海/八代海） | － | － | | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | | 85/41/9 | 78/28/12 | 集計中 | | | | |

# 令和　8　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　8　－　⑩　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－４　土壌環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室 | | |
| 施策の概要 | ○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。<br>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。<br>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。 | 政策評価実施予定時期 | 令和　9年　9月 | 政策評価実施時期 | |
| 達成すべき目標 | 土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率（%）（成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。 | |
| | | | | | 97 | 96.8 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。 | |
| | | | | | 100 | 100 | 100 | － | － | － | － | | |
| 3 土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数 | － | － | 2 | R8年度 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。 | |
| | | | | | 2 | 2 | 2 | － | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 土壌汚染対策費（平成28年度） | 1,2 | 004821 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-9】 | 1 | 004786 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) PFAS対策推進費（令和5年度） | 3 | 019682 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) 水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費（令和5年度） | 3 | 004790 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）<br>（判断根拠） | | |
| | | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | | |
| | | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 | | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | | | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>【副次的効果が期待される目標】 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | | | |

# 令和　8　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　8　－　⑪　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－５　ダイオキシン類・農薬対策 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境汚染対策室<br>農薬環境管理室 | | |
| 施策の概要 | ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を設定する。 | 政策評価実施予定時期 | 令和　9年　9月 | 政策評価実施時期 | |
| 達成すべき目標 | ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。<br>新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年） | － | － | 176 | 毎年度 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。<br>（※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年））| |
| | | | | | 101 | 92 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 2　水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計） | － | － | 627 | R8年度 | 608 | 618 | 620 | 627 | － | － | － | 農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。 | |
| | | | | | 605 | 609 | 616 | － | － | － | － | | |
| 3　ダイオキシン類（大気）に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 100 | 100 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 4　ダイオキシン類（水質）に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 98.1 | 97.7 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 5　ダイオキシン類（底質）に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 99.8 | 99.9 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 6　ダイオキシン類（地下水）に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 100 | 100 | 集計中 | － | － | － | － | | |
| 7　ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準達成率（%） | － | － | 100 | 毎年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | |
| | | | | | 100 | 100 | 集計中 | － | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) ダイオキシン類総合対策費（平成12年度） | 1,3～7 | 004823 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 農薬環境影響評価対策費（平成17年度）【関連R6-11】 | 2 | 004822 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） |
| | | （判断根拠） |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | |

| | |
|---|---|
| SDGs目標との関係 | 【主な目標】 |
| | 【副次的効果が期待される目標】 |